

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2017年4月1日
(第93期第1四半期)	至	2017年6月30日

三菱マテリアル株式会社

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(E00021)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期連結財務諸表	13
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年8月8日
【四半期会計期間】	第93期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹内 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期 連結累計期間	第93期 第1四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 2016年4月1日 至 2016年6月30日	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日
売上高 (百万円)	298,828	333,316	1,304,068
経常利益 (百万円)	12,066	21,640	63,925
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	10,766	11,630	28,352
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△13,538	13,808	68,723
純資産額 (百万円)	623,061	711,518	710,195
総資産額 (百万円)	1,767,133	1,929,080	1,896,939
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	82.18	88.80	216.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.5	32.3	32.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり四半期(当期)純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、アジア地域では、中国やタイ、インドネシアにおいて景気に持ち直しの動きがみられたほか、米国において、景気の緩やかな回復基調が続きました。

わが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境が改善傾向にあるなか、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、官公需を中心にセメント需要が堅調に推移したほか、為替水準が前年同期に対して円安で推移しました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は3,333億16百万円（前年同期比11.5%増）、営業利益は173億7百万円（同31.2%増）、経常利益は216億40百万円（同79.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は116億30百万円（同8.0%増）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

なお、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(セメント事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	401	475	74 (18.5%)
営業利益	28	52	24 (88.1%)
経常利益	25	53	27 (107.0%)

国内では、首都圏において東京五輪関連施設等の工事が好調に推移したほか、九州地区において災害復旧工事や道路関連工事が堅調に推移したことなどから、販売数量は増加したものの、熱エネルギーコスト上昇の影響より、増収減益となりました。

米国では、南カリフォルニア地区において住宅、商業施設関連等の需要が堅調に推移したことから、生コン販売数量は増加しました。生コン販売数量増加により、セメントの販売数量は増加しました。また、販売価格の見直しを実施したことから、前年同期に比べて、セメントの販売価格は上昇しました。これにより、増収増益となりました。

事業全体のセメント生産量は、2.5百万トン（前年同期比0.1百万トン減産）となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は、増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

なお、中国でセメントの製造、販売事業を行っていた烟台三菱水泥有限公司の当社保有持分全てを譲渡したため、当第1四半期連結累計期間より、同社を連結の範囲から除外しました。

(金属事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	1,395	1,585	190 (13.6%)
営業利益	45	37	△7 (△16.0%)
経常利益	43	78	34 (79.8%)

銅地金は、小名浜製錬㈱への委託量が増加した影響で生産量が増加したものの、直島製錬所において定期炉修を実施したことから、増収減益となりました。なお、事業全体の電気銅生産量は、144千トン(前年同期比6.9千トン増産)となりました。

金及びその他の金属は、パラジウム価格が上昇した影響等により、増収増益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品等の販売が増加したことにより、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は、直島製錬所の定期炉修の影響等により減少しました。経常利益は、受取配当金が増加したことから前年同期に比べて増加しました。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	364	390	25 (7.1%)
営業利益	36	42	5 (16.4%)
経常利益	29	39	10 (37.1%)

超硬製品は、海外、特に欧米、東南アジアでの需要増加に加え、販売促進に積極的に取り組んだことから、増収増益となりました。

高機能製品は、主要製品の焼結部品が新製品立ち上げにより、国内及び欧米で販売が増加したものの、販売管理費用の増加により増収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加えて、為替差益が増加したことから、増加しました。

(電子材料事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	150	174	24 (16.1%)
営業利益	2	14	12 (464.4%)
経常利益	2	14	12 (434.0%)

機能材料及び化成品は、半導体装置関連製品等の販売が増加したことから、増収増益となりました。

電子デバイスは、家電向け製品及び光通信機器向け製品の販売が増加したことから、増収増益となりました。

多結晶シリコンは、販売が増加したことに加えて、定期修繕の実施時期を変更した影響等により、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

(アルミ事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	402	395	△7 (△1.8%)
営業利益	23	23	△0 (△0.2%)
経常利益	22	22	△0 (△0.2%)

飲料用アルミ缶は、通常缶・ボトル缶ともに販売が減少したことに加えて、エネルギーコストが上昇したことから、減収減益となりました。

アルミ圧延・加工品は、エネルギーコストが上昇したものの、缶材や自動車向け製品の販売が増加したことから、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は減少したものの、営業利益及び経常利益は前年同期並みとなりました。

(その他の事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	454	507	53 (11.9%)
営業利益	10	16	6 (61.9%)
経常利益	9	19	10 (110.2%)

エネルギー関連は、石炭の販売価格が上昇し、増収増益となりました。

家電リサイクルは、処理量が堅調に推移したことに加えて、有価物処分単価の上昇により、増収増益となりました。

エネルギー関連及び家電リサイクル以外の事業は、合算で増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べてその他の事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことに加えて、受取配当金が増加したことから、増加しました。

なお、原子力・エンジニアリング関連部門の受注高は、164億円（前年同期比42億円減）、受注残高は、486億円（同184億円増）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 全社課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 会社の支配に関する基本方針

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記3）B.（イ）において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様の自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社として

は、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかにあつて、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針において、中長期の目標（目指す姿）を「国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー」、「高い収益性・効率性の実現」及び「市場成長率を上回る成長の実現」とし、その達成に向けた全社方針を「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」としております。今後は、2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、企業価値の向上に向けて、全社方針を推進するとともに、「イノベーションによる成長の実現」、「循環型社会の構築を通じた価値の創造」、「成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大」及び「継続的な改善を通じた効率化の追求」を重点戦略とし、具体的諸施策を実施してまいります。

3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、2016年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

A. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

B. 新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を発送いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の発送後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（ホ）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（ニ）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

(ニ) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（ト）の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）。

a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ヲ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといえます。

- a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合
 - b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合
- また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

4) 上記2)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記2)の取り組みは、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとすることで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究を当社単独で、あるいは連結会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究についてはそれぞれが単独で行っております。当社グループの研究開発としては、各セグメントと開発部が協力して、グループ開発の全体最適化を進めて、盤石な技術基盤の確立を図ってまいります。また、既存事業の技術・開発支援を行うとともに、これからの新事業や新材料を創り出す等のイノベーションを推進してまいります。当社グループには、プロセス型事業とプロダクト型事業があり、それらに応じた研究開発を行ってまいります。特にプロダクト型事業においては、より顧客視点を重視したマーケティングを行うことによって、自社の製品、技術及びサービスの差別化を図ってまいります。

研究開発費の総額は、2,868百万円であり、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2017年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2017年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	131,489,535	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、100株であ ります。
計	131,489,535	131,489,535	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日 ～ 2017年6月30日	—	131,489,535	—	119,457	—	85,654

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当社は当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、記載することができないことから、直前の基準日（2017年3月31日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

①【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 505,500	—	「（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	（相互保有株式） 普通株式 7,100	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 129,799,000	1,297,990	同上
単元未満株式	普通株式 1,177,935	—	同上
発行済株式総数	普通株式 131,489,535	—	—
総株主の議決権	—	1,297,990	—

（注）1. 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,400株（議決権14個）含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・自己株式 40株
- ・津田電線株式会社名義の株式 80株

②【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己株式） 三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町 1丁目3-2	505,500	—	505,500	0.38
（相互保有株式） 津田電線株式会社	京都府久世郡久御山町 市田新珠城27番地	6,200	—	6,200	0.00
（相互保有株式） 東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁目 2-10	900	—	900	0.00
計	—	512,600	—	512,600	0.39

（注）当第1四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は、509,286株（うち単元未満株式は86株）であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	141,264	82,752
受取手形及び売掛金	213,343	226,147
商品及び製品	85,878	94,888
仕掛品	101,643	138,020
原材料及び貯蔵品	100,757	117,781
その他	227,119	221,446
貸倒引当金	△2,537	△2,657
流動資産合計	867,469	878,379
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	199,758	200,652
土地（純額）	260,805	259,042
その他（純額）	205,661	210,523
有形固定資産合計	666,226	670,218
無形固定資産		
のれん	43,436	55,062
その他	15,138	14,846
無形固定資産合計	58,574	69,908
投資その他の資産		
投資有価証券	252,067	252,600
その他	58,151	63,551
貸倒引当金	△5,549	△5,578
投資その他の資産合計	304,669	310,573
固定資産合計	1,029,470	1,050,700
資産合計	1,896,939	1,929,080

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	114,502	134,671
短期借入金	203,819	214,574
1年内償還予定の社債	15,000	15,000
コマーシャル・ペーパー	—	10,000
未払法人税等	16,154	7,323
引当金	13,518	6,831
預り金地金	241,406	242,897
その他	102,262	100,558
流動負債合計	706,665	731,857
固定負債		
社債	55,000	40,000
長期借入金	254,411	276,564
環境対策引当金	32,568	32,326
その他の引当金	5,502	2,373
退職給付に係る負債	56,037	57,940
その他	76,560	76,499
固定負債合計	480,079	485,704
負債合計	1,186,744	1,217,561
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,422	92,422
利益剰余金	333,526	340,206
自己株式	△2,017	△2,029
株主資本合計	543,390	550,058
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55,226	55,102
繰延ヘッジ損益	888	△593
土地再評価差額金	34,930	34,943
為替換算調整勘定	△1,418	△4,888
退職給付に係る調整累計額	△11,735	△10,938
その他の包括利益累計額合計	77,891	73,625
非支配株主持分	88,913	87,834
純資産合計	710,195	711,518
負債純資産合計	1,896,939	1,929,080

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
売上高	298,828	333,316
売上原価	249,788	279,944
売上総利益	49,040	53,372
販売費及び一般管理費	35,849	36,064
営業利益	13,190	17,307
営業外収益		
受取利息	117	187
受取配当金	1,182	5,937
持分法による投資利益	714	600
固定資産賃貸料	1,227	1,156
その他	531	1,274
営業外収益合計	3,773	9,155
営業外費用		
支払利息	1,335	1,247
その他	3,562	3,575
営業外費用合計	4,898	4,822
経常利益	12,066	21,640
特別利益		
投資有価証券売却益	600	126
固定資産売却益	3,209	17
その他	2	0
特別利益合計	3,812	143
特別損失		
和解関連費用	—	15
投資有価証券評価損	132	—
その他	17	14
特別損失合計	150	30
税金等調整前四半期純利益	15,728	21,754
法人税等	4,033	7,122
四半期純利益	11,695	14,632
非支配株主に帰属する四半期純利益	929	3,001
親会社株主に帰属する四半期純利益	10,766	11,630

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
四半期純利益	11,695	14,632
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,380	△179
繰延ヘッジ損益	1,479	△1,432
為替換算調整勘定	△21,404	△103
退職給付に係る調整額	1,290	815
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,218	76
その他の包括利益合計	△25,233	△823
四半期包括利益	△13,538	13,808
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△9,633	10,729
非支配株主に係る四半期包括利益	△3,905	3,078

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、MMC銅プロダクツ社他19社を連結の範囲に含めております。また、烟台三菱水泥有限公司他1社は持分の全てを売却したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、ハックルベリーマインズ社は持分の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であるMCCデベロップメント社他12社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていましたが、当第1四半期連結会計期間より、決算日を3月31日に変更しました。

これらの変更により、当第1四半期連結会計期間は、2017年4月1日から2017年6月30日までの3ヶ月間を連結しております。なお、2017年1月1日から2017年3月31日までの3ヶ月間の損益については、利益剰余金に直接計上しております。

(会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社の電子材料生産設備の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。この変更は、中期経営戦略(2017-2019年度)の策定を契機に減価償却方法を検討した結果、今後生産設備が長期にわたり安定的に稼働することが見込まれ、投資効果が平均的に生ずると見込まれることから、定額法がより合理的と判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ61百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(環境対策引当金)

当社グループが管理する休廃止鉱山等における特定の鉱害防止対策工事に係る費用及び集積場安定化対策工事に係る費用について、工事内容が決定し、見積り金額が確定したものを引当計上しておりますが、特定の対策工事を必要とするものの、地形や現有の設備に対応した最適な工法が選定できていないことなどにより、工事内容が未決定で金額が合理的に算定できないものがあります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
シミルコファイナンス社	15,113百万円	シミルコファイナンス社	15,160百万円
ジェコ2社	3,136	ジェコ2社	3,142
カップーマウンテンメイン社	1,521	カップーマウンテンメイン社	1,500
従業員	2,348	従業員	2,318
その他(12社)	6,724	その他(11社)	2,304
計	28,845	計	24,425

2 偶発債務

前連結会計年度(2017年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、連結子会社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,370百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,570百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

連結子会社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

また連結子会社は、2016年12月22日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2011年12月期の原料費計上等に関し、34百万米ドル(同円換算額3,841百万円)の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、連結子会社の原料費計上基準等を一方的に否認する見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2017年3月20日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

当第1四半期連結会計期間(2017年6月30日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、連結子会社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当第1四半期連結会計期間末日レートでの円換算額5,361百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,568百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

連結子会社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

また連結子会社は、2016年12月22日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の2011年12月期の原料費計上等に関し、34百万米ドル(同円換算額3,834百万円)の更正通知を受け取りました。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、連結子会社の原料費計上基準等を一方的に否認する見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は2017年3月20日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
受取手形割引高	300百万円		143百万円
受取手形裏書譲渡高	14		5
債権流動化による遡及義務	3,522		3,823

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
減価償却費	13,895百万円	13,672百万円
のれんの償却額	1,074	1,021

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年5月12日 取締役会	普通株式	6,550	5.0	2016年3月31日	2016年6月1日	利益剰余金

(注) 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2016年3月31日を基準日とする1株当たり配当額につきましては、株式併合前の金額を記載しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月11日 取締役会	普通株式	5,239	40.0	2017年3月31日	2017年6月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント事業	金属事業	加工事業	電子材料事業	アルミ事業	その他の事業	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	39,492	137,794	32,349	13,785	39,737	35,668	298,828	—	298,828
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	681	1,776	4,084	1,282	532	9,736	18,093	△18,093	—
計	40,174	139,570	36,433	15,067	40,270	45,405	316,922	△18,093	298,828
セグメント利益	2,566	4,369	2,900	278	2,235	921	13,272	△1,206	12,066

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,206百万円には、セグメント間取引消去△37百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,168百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント事業	金属事業	加工事業	電子材料事業	アルミ事業	その他の事業	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	46,798	156,377	36,157	15,291	39,293	39,398	333,316	—	333,316
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	799	2,209	2,874	2,202	241	11,396	19,723	△19,723	—
計	47,598	158,587	39,032	17,493	39,535	50,794	353,040	△19,723	333,316
セグメント利益	5,314	7,858	3,976	1,489	2,231	1,936	22,806	△1,165	21,640

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,165百万円には、セグメント間取引消去△54百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,111百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の電子材料生産設備の減価償却方法については、主として定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、「電子材料事業」で61百万円増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業及びその事業の内容

①株式取得

被取得企業の名称	ルバタ・ポリ社 ルバタ・ウォルバーハンプトン社 ルバタ・マレーシア社 ルバタ・アップルトン社 ルバタ・オハイオ社 ルバタ・ウェルウィンガーデン社 ルバタ・サンパウロ社 ルバタ・サントペテルブルク社 ルバタ・ウォーターベリー社 ルバタ・スーパーコンダクター・ツオンシャン社 アキュレイト・ワイヤー社 ルバタ・ファブ리케이션・ノースアメリカ社 ルバタ・ケノーシャ社
事業の内容	銅加工品の製造及び販売

②事業譲受

事業譲受の相手企業の名称	ルバタ・スージョウ社
事業の内容	銅加工品の製造及び販売

なお、MMメタルプロダクツ・スージョウ社が、ルバタ・スージョウ社より事業を譲り受けております。

(2) 企業結合を行った主な理由

ルバタ社SP事業部門が有する事業・顧客基盤を通じた各種シナジー効果の追求により、当社銅加工事業のグローバル展開を加速させ、高収益事業体質の確立につなげることを目的としております。

(3) 企業結合日

2017年5月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得及び事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が被取得企業を実質的に支配することとなったためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当第1四半期連結累計期間には含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	45,500百万円(概算)
取得原価		45,500百万円(概算)

(注) 上記の金額は、取得の対価である376百万ユーロの円換算額であります。また、今後の価格調整等により実際の金額は上記と異なる可能性があります。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	914百万円
-----------	--------

(注) 上記の金額は、当第1四半期末までに確定した金額であり、今後の報酬額の調整等により実際の金額は上記と異なる可能性があります。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

13,914百万円（概算）

なお、当第1四半期連結会計期間末においては、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が受入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積もり、合理的な期間で均等償却する予定であります。なお、投資効果の発現する期間については、現在算定中であります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	29,018百万円
固定資産	15,941
<u>資産合計</u>	<u>44,959</u>
流動負債	11,140
<u>固定負債</u>	<u>2,233</u>
負債合計	13,373

なお、取得原価の配分が完了していないため、受入れた資産及び引受けた負債の額は暫定的に算定された金額であります。

7. 取得原価の配分

当第1四半期連結会計期間末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
1株当たり四半期純利益	82円18銭	88円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	10,766	11,630
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	10,766	11,630
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,999	130,979

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき、1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり四半期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2017年5月11日開催の取締役会において、2017年3月31日を基準日として、次のとおり第92期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 期末配当の総額 5,239百万円
- ② 1株当たり期末配当金 40円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2017年6月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年8月8日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜嶋 哲三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。